

平成 28 年度「第 2 回燕市防災会議」次第

日時：平成 29 年 2 月 22 日（水）

午後 1 時 30 分～

場所：燕市中央公民館 3 階 中ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

（1）燕市地域防災計画の修正案について

- ・風水害等対策編
- ・震災対策編
- ・原子力災害対策編
- ・資料編

（2）平成 29 年度の燕市防災事業（予定）について

（3）その他

4. 閉 会

燕市地域防災計画 修正の概要

1. 計画修正の背景

現行の燕市地域防災計画は、国の防災基本計画や新潟県地域防災計画との整合を図りながら、平成19年4月に施行されたものを、平成25年4月に改定したものです。

今般、災害対策基本法等の改正に伴う修正や時点修正に加え、熊本地震や全国各地で多発している自然災害の教訓を踏まえ、必要な修正を行いました。

また、平成28年5月に策定しました「原子力災害に備えた燕市避難計画（ver.1）」により定めた原子力災害時の行動計画について、燕市地域防災計画へ反映しました。

2. 主な修正項目

- (1) 庁内防災体制の強化【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (2) 業務継続計画の作成【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (3) 具体的なマニュアル等の検討【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (5) 市避難所の分類変更
- (6) 緊急輸送路の見直し【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (7) 避難行動要支援者名簿掲載者の範囲の見直し【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (8) 食料・生活必需品等の確保計画【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (9) 応急仮設住宅の建設用地確保【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (10) 被災他市町村への災害支援【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (11) 地区防災計画の策定【風水害等対策編・震災対策編共通】
- (12) 原子力災害対策編の見直しについて
- (13) 語句の修正【全編共通】

3. 主な修正内容

(1) 庁内防災体制の強化【風水害等対策編・震災対策編共通】

- 災害対策本部の関連する各部でグループを構成し、災害発生時の「総合調整業務」を行う『事務局機能』を追加します。
- 各部から1名事務局員を選任し、重要な情報等を事務局で共有します。
- 事務局では、市長が適切な状況判断と決定をできるように、「情報の把握と提供」・「指示実行のための連絡調整」・「実行の監督補佐」・「中期的施策についての準備」等を実施します。

(2) 業務継続計画の作成【風水害等対策編・震災対策編共通】

- 災害発生時において、「応急対策業務（優先的に実施する必要のある復旧・復興業務）」と「優先通常業務（普段から実施している業務のうち休止することのできない業務）」の洗い出しを行います。
- 決定する主な項目等は次のとおりとし、地域防災計画に追加しました。

項目	内容
業務執行体制の確保	①市長不在時の職務執行順位 ②職員の参集体制 ③安否確認 ④人員計画の立案 ⑤業務引継 ⑥庁内の応援体制の確立 ⑦庁外からの応援体制の確立
施設・設備の確保	①執務スペース ②通信手段 ③情報システム ④電源 ⑤トイレ ⑥職員の食料等
業務継続力の向上	現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するために必要な対策を検討します。
教育・訓練の実施	災害発生に備え、平時から職員一人ひとりが使命感を持って職務を遂行するとともに、災害時の業務実施要領について平時から準備しておくことが重要であるため、職員に対する教育を行うとともに、訓練の実施を通じて各種マニュアルや対応方法の実効性の確認を行います。

(3) 具体的なマニュアル等の検討【風水害等対策編・震災対策編共通】

- 風水害等の事前に災害発生が予測されるものについては「災害対応タイムライン」を整備する旨を明記しました。
- 地震のように突発的な災害において、実施すべき事務に漏れがないよう「災害対応チェックリスト」を整備する旨を明記しました。

(4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定【風水害等対策編・震災対策編共通】

- 今まで一律に「避難場所」としていた施設等を、切迫した災害の危険から逃れるための『指定緊急避難場所』と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための『指定避難所』に明確に区別しました。

(5) 市避難所の分類変更

- 「市指定避難所」と「予備避難所」と名称変更しました。

今までの名称	新しい名称	説明
第1次避難所	市指定避難所	第1次避難所と第2次避難所を「市指定避難所」と変更
第2次避難所		
第3次避難所	予備避難所	市指定避難所が使用できない場合や不足する場合に開設

○震災発生時の避難所の開設基準を次のとおり明記しました。風水害等については、基準を見直しました。

《震災時》

震度	指定避難所	予備避難所
震度 5 強以上	避難所担当職員は、避難所を自動開設します。	自動開設はしないこととし、市災害対策本部が市内の被害状況等を勘案し、本部からの指示により施設管理者が開設します。 ※避難所担当職員を選任しないため、施設職員又は施設所管課が開設を行います。
震度 5 弱	避難所担当職員は、避難所に参集し、避難者がいた場合は、避難所を開設します。 避難者がいない場合は、避難所担当職員は、参集途中の被害状況等を勘案し、市本部へ報告します。	
震度 4 以下	自動開設はしません。	

※震度の基準

震度の基準は市内 3 ヶ所の震度計の最も大きい震度とし、1 ヶ所でも開設基準を超える震度を記録した場合は、市内全域の指定避難所を開設します。

《風水害時》

避難情報	基準
避難準備・高齢者等避難開始 【旧：避難準備情報】	<ul style="list-style-type: none"> 関係する河川の観測所において、避難判断水位を超え、かつ該当河川上流域の水位・気象予報等から引き続き水位の上昇が予想される場合 土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、今後も降雨の継続が予想される場合 その他災害及び気象の状況により、本部長（市長）が必要と認めた場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 関係する河川の観測所において、はん濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が予想される場合 堤防の決壊につながるような漏水等を発見した場合 土砂災害警戒情報が、県及び気象台から発表された場合 土砂災害の前兆現象が確認された場合 その他災害及び気象の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合
避難指示（緊急） 【旧：避難指示】	<ul style="list-style-type: none"> 災害の前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合（関係する河川の観測所において、指定する水位を超え、さらに水位の上昇が予想される場合等） 土砂災害が発生した場合 その他災害及び気象の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合

(6) 緊急輸送路の見直し【風水害等対策編・震災対策編共通】

○現行の第1次及び第2次の緊急輸送道路に加え、防災拠点となる施設（市役所・消防署・各地区体育館）につなぐ道路も新たに緊急輸送道路として指定しました。

区分	道路名	区間
第1次緊急輸送道路	高速自動車国道（北陸自動車道） 国道116号	市内全区間
第2次緊急輸送道路	国道289号 主要地方道新潟寺泊線 主要地方道燕地藏堂線 主要地方道吉田弥彦線 主要地方道燕分水線 一般県道三条八王寺線 一般県道分水寺泊線 一般県道見附分水線 一般県道地藏堂中島線 一般県道五千石巻新潟線	市内区間の一部
第3次緊急輸送道路	市道広域8号線 市道藤見線 市道文京町本町線 市道新生町佐渡線 市道井土巻佐渡線 市道八王寺大曲川原線 市道交通公園線 市道広域9号線 主要地方道燕分水線 市道新堀新町線 市道中諏訪あけぼの線	市内区間の一部

(7) 避難行動要支援者名簿掲載者の範囲の見直し【風水害等対策編・震災対策編共通】

○避難行動要支援者名簿に掲載する人の範囲を次のとおり一部見直し、地域防災計画にも明記しました。なお、平成29年4月から適用いたします。

- (ア) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持している人（心臓・じん臓機能障がいのみで該当する人は除く）
- (イ) 療育手帳Aを所持している知的障がいの人
- (ウ) 要介護認定3・4・5の人
- (エ) 障害者総合支援法で指定されている難病の人
- (オ) その他支援を必要としている人

(8) 食料・生活必需品等の確保計画【風水害等対策編・震災対策編共通】

○食料・生活必需品等（以下、「物資」という。）の確保及び供給に関しては、市町村単独では対応できないため、県の役割を追加しました。《物資の備蓄・物資拠点の選定・供給体制の整備・市町村に対する支援体制の整備等》

○市としても流通在庫や民間業者の搬送能力を活用できるように、災害時応援協定の締結に努める旨を明記するとともに、物資の一時集積場所を追加しました。

《物資の一時集積場所》

施設名	住所	備考
燕市民体育館	燕市大曲 3 0 1 5	
吉田総合体育館	燕市吉田本所 1 7 6 - 1	
分水総合体育館	燕市分水向陽 1 - 2	
市役所庁舎	燕市吉田西太田 1 9 3 4	新規追加
スポーツランド燕	燕市小牧 8 3 7 - 1	新規追加

(9) 応急仮設住宅の建設用地確保【風水害等対策編・震災対策編共通】

○災害発生後、速やかに建設に着手できるように、次のとおり候補地を定めました。

候補地名	住所	建設予定戸数
スポーツランド燕	小牧 8 3 7 - 1	3 3 0 戸
須頃郷第 4 公園	井土巻 4 - 3 6	1 7 戸
吉田ふれあい広場	大保 4 6 6	3 3 6 戸
吉田総合グラウンド	吉田本所 1 6 9 - 1	9 6 戸
道の駅国上北側駐車場	国上地内	5 4 戸
サンスポーツランド分水 野球場	あけぼの一丁目 1 - 6 7	1 2 0 戸
分水地域交流センター駐車場	分水向陽地内	5 9 戸
合 計		1, 0 1 2 戸

(10) 被災他市町村への災害支援【風水害等対策編・震災対策編共通】

○燕市以外の市町村において大規模な災害等が発生し、支援が必要と認められるとき、「燕市災害等支援連絡会議」を設置し、被災地への職員の派遣等、必要な事項について速やかに協議できる体制を整備しました。

(11) 地区防災計画の策定【風水害等対策編・震災対策編共通】

○自主防災組織や自治会等が定めた「地区防災計画」を、燕市地域防災計画に規定できるように明記しました。

(12) 原子力災害対策編の見直しについて

○原子力災害対策指針及び新潟県地域防災計画との整合性を図りました。

- ・複合災害対策の章を追加
- ・屋内退避計画地域（P P A）の廃止
- ・広域避難者の受入れを追加
- ・東京電力ホールディングス株式会社の業務を追加

(13) 語句の修正【全編共通】

○国の語句修正に整合。

旧	新
災害時要援護者	要配慮者（一部、避難行動要支援者）
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始
避難指示	避難指示（緊急）

燕市地域防災計画新旧対照表

平成 29 年 1 月 23 日以降、パブリックコメントや防災会議委員意見等を募集し、修正した箇所は次のとおりです。

旧	新				
<p>【風水害等対策編・震災対策編】</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 各機関の事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="190 544 1095 786"> <tr> <td data-bbox="190 544 268 786">新潟地方気象台</td> <td data-bbox="268 544 1095 786"> <p>1 気象、地象、水象等の予報及び警報に関すること</p> <p>2 気象、地象、地動、水象の観測結果及び情報の速報並びに発表に関すること</p> </td> </tr> </table>	新潟地方気象台	<p>1 気象、地象、水象等の予報及び警報に関すること</p> <p>2 気象、地象、地動、水象の観測結果及び情報の速報並びに発表に関すること</p>	<p>【風水害等対策編・震災対策編】</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 各機関の事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1198 544 2107 1070"> <tr> <td data-bbox="1198 544 1276 1070">新潟地方気象台</td> <td data-bbox="1276 544 2107 1070"> <p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること</p> <p>4 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</p> </td> </tr> </table>	新潟地方気象台	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること</p> <p>4 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</p>
新潟地方気象台	<p>1 気象、地象、水象等の予報及び警報に関すること</p> <p>2 気象、地象、地動、水象の観測結果及び情報の速報並びに発表に関すること</p>				
新潟地方気象台	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること</p> <p>4 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</p>				
<p>【風水害等対策編】</p> <p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 4 節 気象情報等伝達計画</p> <p>2 気象業務法に定める気象特別警報・警報・注意報</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報等</p> <p>ウ 航空機の利用に適合する警報は、<u>新潟航空測候所</u>が発表する。</p>	<p>【風水害等対策編】</p> <p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 4 節 気象情報等伝達計画</p> <p>2 気象業務法に定める気象特別警報・警報・注意報</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報等</p> <p>ウ 航空機の利用に適合する警報は、<u>東京航空地方気象台</u>が発表する。</p>				

燕市地域防災計画(素案)の議員協議会【H29.2.10】での質問・意見に対する回答

No	質問・意見	市議会での回答	対応・検討状況	修正
1	【議会資料P5 応急仮設住宅の建設用地】 建設候補用地の基準はあるのか。また、地域のバランスは考慮されているのか。	基準はない。市有地を候補とし、これで不足するようであれば、みなし仮設住宅を活用する。 また、中越沖地震において、柏崎市の全半壊住宅約2,000棟に対し、仮設住宅は約1,000棟であったため、参考とした。	議員協議会での回答のとおり。	無
2	【議会資料P3 避難行動要支援者名簿掲載範囲】 (ウ)要介護認定3・4・5とあるが、要介護認定1・2の人で、支援が必要な場合は、(オ)その他支援を必要としている人に含まれると解釈してよいのか。また対象人数の見込みは。	(ウ)はそのとおり。 対象人数は、(ア)670人(イ)180人(ウ)1,300人(エ)120人で合計2,270人の見込み。	議員協議会での回答のとおり。	無
3	【議会資料P3 避難行動要支援者名簿掲載範囲】 (ウ)要介護認定1・2でも支援が必要な人は多い。自治会長に掲載有無を任せても積極的な自治会と消極的な自治会長では差が大きい。まずは、要介護認定1・2の人も掲載すべきでは。	福祉部局と協議して決定した。あらためて協議して決定したい。なお、要介護認定の項目に関しては、改正していない。	健康福祉部と協議し、必ず支援を必要とする要介護認定3以上を掲載するとともに、現行と同じく、要介護認定1・2で支援が必要な人は自治会から掲載を求めていることとし、範囲は変更なしとする。	無
4	【議会資料P4 食料・生活必需品の確保計画】 アレルギー対策の食料備蓄は明記されているのか。	風水害等対策編、震災対策編ともに、災害予防計画、食料・生活必需品等の確保計画において、アレルギー対策について明記されている。	議員協議会での回答のとおり。	無
5	【議会資料P2 災害時の避難所の開設基準】 震度5弱で自動開設とあるが、避難者がいない場合は、職員はどれくらい待機するのか。 また、参集状況の被害状況の報告とは何か。	避難所担当職員以外でも、施設管理者が参集することになっている。職員不在でも対応できる。 また、避難所担当職員が自身の担当する避難所に参集する際に、市役所に向かう行程で建物や道路被害、避難所に向かう住民の有無等を確認する。	議員協議会での回答のとおり。	無
6	【議会資料P2 災害時の避難所の開設基準】 夜間に地震があった場合はどうするのか。避難所に非常用電源や懐中電灯はあるのか。 避難所担当職員の人数は。マニュアルはあるのか。	避難所担当職員は指定避難所40ヶ所×2人で80人。施設の近くに住んでいる職員を充てている。ただ、2人では運営できないので、自治会長等から避難所運営委員となっただき、避難所運営に関わっていただく。各施設に懐中電灯を配備している。なお、マニュアルは策定済みで、適宜見直しを図る。	議員協議会での回答のとおり。	無
7	市長不在の時の責任者は。	責任者第2順位は副市長。第3順位は教育長。また、今般の修正で第4順位を総務部長と定めた。	議員協議会での回答のとおり。	無

燕市地域防災計画(風水害等対策編)節別修正概要

節	節名	主な修正事項
	【第1章 総則】	
1	計画作成の趣旨	
2	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	・ 語句の修正
3	燕市の自然条件	・ 人口及び世帯を平成28年11月末時点に修正 ・ 気象データを直近5ヶ年に修正
4	燕市の社会的条件	・ 人口等のデータを平成27年実施の国勢調査数値に修正 ・ 地目別土地面積の数値を直近3ヶ年に修正
5	燕市の災害の特性	・ 語句の修正
6	防災対策の推進方向	・ 震災対策編に合わせて節を新設 ・ 風水害等の対策として「災害対応タイムライン(事前防災行動計画)」を作成し、毎年度見直すことを追加
	【第2章 災害予防計画】	
1	防災教育・訓練計画	・ 市総合防災訓練において、原則、市内全域の自治会を対象とすることに修正(改正前は小学校区毎の実施) ※想定は震災とする。 ・ 災害対策本部設置運営訓練に加え、災害対策本部事務局訓練を実施することを追加 ・ 学校教育等における防災教育で、市は教職員向けの防災教育研修会を実施することを追加
2	自主防災組織育成計画	・ 市内自主防災組織結成率を平成28年4月時点に修正 ・ 各地区の防災リーダーが連携して取り組める組織を結成することを追加 ・ 地区防災計画の策定を追加
3	災害に強いまちづくり	・ 語句の修正
4	建築物等災害予防計画	・ 「燕市耐震促進計画」、「木造住宅建替耐震化事業補助金交付要綱」の策定等、市の災害予防策について追加
5	公共土木施設等災害予防計画	・ 既存の緊急輸送道路に加え、市役所庁舎、各地区消防署、各地区体育館を結ぶ道路を第3次緊急輸送

		道路として追加指定（別紙参照） ・燕市内の道路の現況を、平成 28 年 3 月末時点に修正
6	鉄道事業者の震災対策	
7	河川災害予防計画	・ 語句の修正
8	農地・農業用施設等の災害予防計画	・ 語句の修正
9	防災通信施設災害予防計画	・ 全国瞬時警報システムの活用について追加 ・ 消防本部の通信施設内容について追加
10	公衆通信施設災害予防計画	
11	電力供給施設災害予防計画	・ 語句の修正
12	都市ガス施設災害予防計画	
13	上水道施設災害予防計画	
14	下水道施設災害予防計画	
15	危険物等施設災害予防計画	・ 語句の修正
16	火災予防計画	・ 一般住宅に対し、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及に努める旨を追加 ・ 消防本部の装備及び防火水槽等の状況を、平成 28 年 4 月時点で修正
17	水防管理団体の体制整備	・ 語句の修正
18	廃棄物処理体制の整備	
19	救急・救助体制の整備	・ 広域消防相互応援及び緊急消防援助隊の要請、受援について追加 ・ 県の役割について追加
20	医療救護体制の整備	・ 県の役割について追加
21	避難体制の整備	・ 「指定緊急避難場所」、「指定避難場所」の指定について説明を追加 ・ 市避難所を「市指定避難所」と「予備避難所」に変更 ・ 避難情報の名称を修正（別紙参照）

		<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報発令基準を修正（別紙参照） ・広域避難を想定した体制の整備について追加
22	要配慮者の安全確保計画	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成及び名簿に掲載する者の範囲を追加（別紙参照） ・避難行動要支援者名簿による情報共有体制、避難所の設置運営に関する体制の整備について追加
23	食料・生活必需品等の確保計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県の役割について追加 ・備蓄数量及び備蓄場所の明記
24	文教施設等における災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・震災対策編に合わせて、学校防災計画の策定項目を追加 ・保育園及び児童クラブ等における災害予防対策について追加
25	ボランティアの受入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からのボランティア活動推進体制の整備について追加 ・ボランティアセンターの活動内容を明記
26	異常気象、土砂災害等に対する災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪計画路線等を直近の年度の数値に修正
27	市の業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に掲載する主な項目（重要業務の整理、業務執行体制の確保、施設・設備の確保等）を明記（別紙参照） ・情報システム部門の業務継続計画についても、見直しを適宜行い、具体的な作業手順を定めることを明記
	【第3章 災害応急対策計画】	
1	災害対策本部の組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部組織に「災害対策本部事務局」を追加し、組織を平成28年4月時点で修正 ・市役所庁舎被災時の本部の代替設置場所として第2位を燕庁舎に（変更前は消防本部）、第3位を消防本部に変更 ・本部長（市長）不在時の職務代理者の第3順位に総務部長を追加 ・災害対策本部各部の事務分掌を平成28年4月時点で修正
2	職員の配備・招集	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配備基準を修正し、事務局を追加
3	防災関係機関の相互協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村及び関係機関の応援部隊の受入態勢について追加 ・他市町村が大規模災害で被災した場合の支援体制について追加

4	気象情報等伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報、注意報の発表基準を最新の数値に修正 ・気象特別警報を追加
5	洪水予報・水防警報伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報の区域や連絡系統を修正 ・水防警報及び水防情報の提供を修正
6	防災通信施設応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
7	被災状況等情報収集伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁の火災・災害等即報基準により原子力災害即報を追加
8	広報計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に市民へは複数手段で情報発信する旨、また市民も積極的に情報収集に努める旨を追加 ・避難情報の名称を修正（別紙参照） ・避難情報発令基準を修正 ・情報発信手段にツイッターを追加 ・市民からの問い合わせ（安否情報）に対する対応について追加
9	避難及び避難計画	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設時は、自治会、自主防災組織の役員等で構成する避難所運営委員会を設置する旨を追加。 ・男女共同参画の視点に立った避難所運営を心がける旨を追加
10	避難所外避難者の支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・震災対策編に合わせて節を新設
11	自衛隊の災害派遣計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、事態が急迫し知事に派遣要請を要求するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知をすることができる旨を追加
12	輸送計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
13	警備・保安及び交通規制計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
14	消火活動計画	
15	水防計画	
16	救急・救助活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣医療チーム（DMAT）の活動体制について追加
17	医療救護活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害医療コーディネーターとの連携を追加
18	防疫及び保健衛生計画	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生時の濃厚接触者の検病調査、健康診断の実施について追加
19	こころのケア対策計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのケア」のため、保健師等が避難所や被災地を巡回する旨を追加 ・教職員に対しても、こころの健康保持、増進に努

		める旨を追加
20	廃棄物の処理計画	・ 語句の修正
21	トイレ対策計画	・ 「携帯トイレ」を「備蓄のし尿処理剤」に修正
22	入浴対策計画	・ 語句の修正
23	食料供給計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の備蓄品について、各小学校区に備蓄場所を設ける旨を追加 ・ 物資の調達に関しては、他市町村及び民間業者との災害時応援協定を活用する旨を追加 ・ 県は物資拠点を開設し、調達及び輸送の代行等を実施する旨を追加 ・ 輸送に関しては、民間の流通業者と災害時応援協定の締結を推進することを明記
24	生活必需品等供給計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の調達に関しては、他市町村及び民間業者との災害時応援協定を活用する旨を追加 ・ 物資の一時集積場所に「市役所庁舎」「スポーツランド燕」を追加（計5施設）。（別紙参照）
25	要配慮者の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者に対する情報伝達及び安否確認の方法について追加 ・ 避難所における要配慮者対策を追加
26	文教施設等における応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園及び児童クラブ等における災害応急対策について追加 ・ 文化財の応急対策について、県の役割を追加
27	障害物の処理計画	・ 障害物処理の優先順位を追加
28	遺体の捜索・処理・埋葬計画	・ 語句の修正
29	愛玩動物対策計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主、県、市、（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会それぞれの役割を明確に記載 ・ 動物救済本部の設置と役割について追加
30	公衆通信施設応急対策	・ 避難所に設置した特設無料公衆電話について記載
31	電力供給施設応急対策	・ 語句の修正
32	都市ガス施設応急対策	・ 語句の修正
33	給水・上下水道施設応急対策	・ 語句の修正

34	下水道施設応急対策	・ 語句の修正
35	危険物等施設応急対策	
36	道路・橋梁施設の応急対策	・ 放置車両等により緊急車両の通行に支障が出る時、道路管理者は運転者等に対し車両の移動命令、または自ら移動を行い道路啓開する旨を追加
37	鉄道施設の応急対策	
38	河川施設の応急対策	・ 語句の修正
39	農業及び農業用施設の応急対策	・ 語句の修正
40	商工業応急対策	・ 語句の修正
41	応急住宅対策	・ 応急仮設住宅の建設候補地を追加（別紙参照）
42	土砂災害等応急対策	・ 語句の修正
43	ボランティアの受入れ計画	・ ボランティアの活動内容を追加
44	義援金品の受入れ・配分計画	・ 語句の修正
45	災害救助法による救助計画	・ 語句の修正
	【第4章 災害復旧・復興計画】	
1	民生安定化対策	・ 被災者情報等を把握するため、県と市町村が共有する仕組みをつくる旨を記載（被災者支援システムの共同運用の旨） ・ 災証明書の発行について追加
2	融資・貸付その他資金等による支援計画	・ 語句の修正
3	公共施設及び民有施設の災害復旧対策	・ 語句の修正
4	災害復興対策	・ 災害復興に係る中の「県及び市は」を「市及び県は」に修正

燕市地域防災計画(震災対策編)節別修正概要

節	節名	主な修正事項
	【第1章 総則】	
1	計画作成の趣旨	
2	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	・ 語句の修正
3	燕市の特質と過去の震災	・ 人口及び世帯を平成 28 年 11 月末時点に修正
4	積雪期における地震	
5	地震の想定	・ 長岡平野西縁断層帯の長期評価を追加
6	防災対策の推進方向	・ 地震発生後に実施すべき事項を漏れなく掲載した「災害対応チェックリスト」を作成し、毎年度見直すことを追加
	【第2章 災害予防計画】	
1	防災教育・訓練計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市総合防災訓練において、原則、市内全域の自治会を対象とすることに修正（改正前は小学校区毎の実施） ・ 災害対策本部設置運営訓練に加え、災害対策本部事務局訓練を実施することを追加 ・ 学校教育等における防災教育で、市は教職員向けの防災教育研修会を実施することを追加
2	自主防災組織育成計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内自主防災組織結成率を平成 28 年 4 月時点に修正 ・ 各地区の防災リーダーが連携して取り組める組織を結成することを追加 ・ 地区防災計画の策定を追加
3	防災都市計画	・ 語句の修正
4	地盤災害予防計画	
5	建築物等災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等において、バリアフリー化等要配慮者に配慮した設備の整備に努めることを追加 ・ 「燕市耐震促進計画」、「木造住宅建替耐震化事業補助金交付要綱」の策定等、市の災害予防策について追加

6	公共土木施設等災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緊急輸送道路に加え、市役所庁舎、各地区消防署、各地区体育館を結ぶ道路を第3次緊急輸送道路として追加指定（別紙参照） ・燕市内の道路の現況を、平成28年3月末時点に修正
7	鉄道事業者の震災対策	
8	河川の地震対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
9	農地・農業用施設等の災害予防計画	
10	防災通信施設災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・全国瞬時警報システムの活用について追加 ・消防本部の通信施設内容について追加
11	公衆通信施設災害予防計画	
12	電力供給施設災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
13	都市ガス施設災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
14	上水道施設災害予防計画	
15	下水道施設災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
16	危険物等施設災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
17	火災予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅に対し、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及に努める旨を追加 ・消防本部の装備及び防火水槽等の状況を、平成28年4月時点に修正
18	廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
19	救急・救助体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・広域消防相互応援及び緊急消防援助隊の要請、受援について追加 ・県の役割について追加
20	医療救護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県の役割について追加
21	避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定緊急避難場所」、「指定避難場所」の指定について説明を追加 ・市避難所を「市指定避難所」と「予備避難所」に変更 ・震災時の避難所の開設基準を明記（別紙参照）

		<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難を想定した体制の整備について追加
22	要配慮者の安全確保計画	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成及び名簿に掲載する人の範囲を追加（別紙参照） ・避難行動要支援者名簿による情報共有体制、避難所の設置運営に関する体制の整備について追加
23	食料・生活必需品等の確保計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県の役割について追加 ・備蓄数量及び備蓄場所の明記
24	文教施設等における災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園及び児童クラブ等における災害予防対策について追加
25	ボランティアの受入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からのボランティア活動推進体制の整備について追加 ・ボランティアセンターの活動内容を明記
26	積雪期の震災予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
27	市の業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に掲載する主な項目（重要業務の整理、業務執行体制の確保、施設・設備の確保等）を明記 ・情報システム部門の業務継続計画についても、見直しを適宜行い、具体的な作業手順を定めることを明記（別紙参照）
	【第3章 災害応急対策計画】	
1	災害対策本部の組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部組織に「災害対策本部事務局」を追加し、組織を平成28年4月時点で修正 ・市役所庁舎被災時の本部の代替設置場所として第2位を燕庁舎に（変更前は消防本部）、第3位を消防本部に変更 ・本部長（市長）不在時の職務代理者の第3順位に総務部長を追加 ・災害対策本部各部の事務分掌を平成28年4月時点で修正
2	職員の配備・招集	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の招集体制を変更し、事務局を追加
3	防災関係機関の相互協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村及び関係機関の応援部隊の受入態勢について追加 ・他市町村が大規模災害で被災した場合の支援体制について追加
4	防災通信施設応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正

5	被災状況等情報収集伝達計画	・消防庁の火災・災害等即報基準により原子力災害即報を追加
6	広報計画	・災害時に市民へは複数手段で情報発信する旨、また市民も積極的に情報収集に努める旨を追加 ・情報発信手段にツイッターを追加 ・市民からの問い合わせ（安否情報）に対する対応について追加
7	避難及び避難計画	・避難所開設時は、自治会、自主防災組織の役員等で構成する避難所運営委員会を設置する旨を追加 ・男女共同参画の視点に立った避難所運営を心がける旨を追加
8	避難所外避難者の支援計画	・エコノミークラス症候群の予防について追加
9	自衛隊の災害派遣計画	・市長は、事態が急迫し知事に派遣要請を要求するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知をすることができる旨を追加
10	輸送計画	
11	警備・保安及び交通規制計画	・語句の修正
12	消火活動計画	・語句の修正
13	救急・救助活動計画	・災害派遣医療チーム（DMAT）の活動体制について追加
14	医療救護活動計画	・県災害医療コーディネーターとの連携を追加 ・風水害等対策編に合わせて、患者等の搬送について追加
15	防疫及び保健衛生計画	・感染症発生時の濃厚接触者の検病調査、健康診断の実施について追加
16	こころのケア対策計画	・「こころのケア」のため、保健師等が避難所や被災地を巡回する旨を追加 ・教職員に対しても、こころの健康保持、増進に努める旨を追加
17	廃棄物の処理計画	・語句の修正
18	トイレ対策計画	・「携帯トイレ」を「備蓄のし尿処理剤」に修正
19	入浴対策計画	・語句の修正
20	食料供給計画	・市の備蓄品について、各小学校区に備蓄場所を設ける旨を追加

		<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達に関しては、他市町村及び民間業者との災害時応援協定を活用する旨を追加 ・県は物資拠点を開設し、調達及び輸送の代行等を実施する旨を追加 ・輸送に関しては、民間の流通業者と災害時応援協定の締結を推進することを明記
21	生活必需品等供給計画	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達に関しては、他市町村及び民間業者との災害時応援協定を活用する旨を追加 ・物資の一時集積場所に「スポーツランド燕」を追加（計4施設）（別紙参照）
22	要配慮者の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者に対する情報伝達及び安否確認の方法について追加 ・避難所における要配慮者対策を追加
23	建設の応急危険度判定計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
24	宅地等の応急危険度判定計画	
25	文教施設等における応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園及び児童クラブ等における災害応急対策について追加 ・文化財の応急対策について、県の役割を追加
26	障害物の処理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・障害物処理の優先順位を追加
27	遺体の捜索・処理・埋葬計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
28	愛玩動物対策計画	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主、県、市、（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会それぞれの役割を明確に記載 ・動物救済本部の設置と役割について追加
29	公衆通信施設応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に設置した特設無料公衆電話について記載
30	電力供給施設応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
31	都市ガス施設応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
32	給水・上下水道施設応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
33	下水道施設応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
34	危険物等施設応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
35	道路及び橋梁施設の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・放置車両等により緊急車両の通行に支障が出る時、道路管理者は運転者等に対し車両の移動命令、

		<p>または自ら移動を行い道路啓開する旨を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害等対策編に合わせて、警察署の道路交通確保対策を追加
36	鉄道施設の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
37	河川施設の応急対策	
38	治山・砂防施設の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
39	農業及び農業用施設の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
40	商工業応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
41	応急住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設候補地を追加（別紙参照）
42	ボランティアの受入れ計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの活動内容を追加
43	義援金品の受入れ・配分計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
44	災害救助法による救助計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
	【第4章 災害復旧・復興計画】	
1	民生安定化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者情報等を把握するため、県と市町村が共有する仕組みをつくる旨を記載（被災者支援システムの共同運用の旨） ・り災証明書の発行について追加
2	融資・貸付その他資金等による支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
3	公共施設及び民有施設の災害復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の修正
4	災害復興対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興に係る中の「県及び市は」を「市及び県は」に修正

燕市地域防災計画(原子力災害対策編)掲載項目比較表

節	現行	改正後
第1章 総則		
1	計画の目的	計画の目的
2	計画の性格	計画の性格
3	計画の周知徹底	災害対策を実施すべき地域の範囲
4	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	計画の基礎とすべき災害想定
5	計画の基本とするべき災害の想定	原子力発電所等の状態に基づく緊急事態区分
6	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱
7	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	用語の解説
8	防災関係機関の事務又は業務の大綱	
9	用語の解説	
第2章 原子力災害事前対策		災害事前対策
1	基本方針	原子力発電所における予防措置等の責務
2	原子力事業者の防災事務計画に関する協議	原子力事業者の防災業務計画に関する意見
3	現地確認	報告の徴収、現地確認
4	原子力防災専門官との連携	原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連絡調整
5	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	災害応急体制整備計画
6	情報の収集・連絡体制等の整備	情報の収集・連絡体制等整備計画
7	緊急事態応急体制の整備	原子力災害に関する知識の普及啓発計画
8	避難収容活動体制の整備	防災業務関係者研修計画

9	緊急輸送活動体制の整備	原子力防災訓練等の実施
10	救急・救助、医療及び防護資機材等の整備	モニタリング体制整備計画
11	住民等への的確な情報伝達体制の整備	原子力災害医療体制整備計画
12	行政機関の業務継続計画の策定	屋内退避・避難実施体制整備計画
13	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	広域避難体制整備計画
14	防災業務関係者の人材育成	飲食物の出荷制限、摂取制限等
15	防災訓練等の実施	緊急輸送活動体制等整備計画
16	災害復旧への備え	市民等への的確な情報伝達体制整備計画
17		複合災害時対応整備計画
第3章 緊急事態応急対策		
1	基本方針	災害対策本部等の組織・運営
2	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
3	活動体制の確立	広域的応援対応
4	屋内退避、避難収容等の防護活動	市民等への的確な情報伝達活動
5	治安の確保及び火災の予防	屋内退避・避難等の防護措置
6	飲食物の出荷制限、摂取制限等	治安の確保
7	緊急輸送活動	飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の摂取及び出荷制限
8	救急・救助、消火及び医療活動	緊急輸送活動
9	住民等への的確な情報伝達活動	救助・救急及び消火活動
10	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	防災業務関係者防護対策
11	自発的支援の受け入れ等	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

12	行政機関の業務継続に係る措置	広域避難者の受入れ
第4章 原子力災害中長期対策		複合災害対策
1	基本方針	複合災害時における災害対策本部の組織・運営
2	緊急事態解除宣言後の対応	複合災害時における応急対策
3	原子力災害時後対策実施区域における避難区域等の設定	
4	放射性物質による環境汚染への対処	
5	各種制限措置の解除	
6	災害地域住民に係る記録等の作成	
7	被災者等の生活再建等の支援	
8	風評被害等の影響の軽減	
9	被災中小企業等に対する支援	
10	心身の健康相談体制の整備	
第5章		災害中長期対策
1		基本方針
2		緊急事態解除宣言後の対応
3		放射性物質による汚染の除去等
4		各種制限措置の解除
5		環境放射線モニタリングの実施協力と結果公表
6		災害記録の作成
7		被災者の生活再建等の支援
8		被災中小企業等に対する支援

燕市地域防災計画(資料編)節別修正概要

節	節名	主な修正事項
	【第 1 章 防災組織に関する資料】	
1-1	燕市防災会議関係	委員の情報を平成 29 年 1 月 1 日時点に修正。
1-2	燕市災害対策本部関係	燕市災害等支援連絡会議設置要綱を追加。
1-3	燕市水防計画	燕市水防計画に合わせて修正。
1-4	消防関係組織	燕・弥彦総合事務組合消防本部組織系統図を平成 28 年 11 月 1 日時点に修正。
1-5	関係機関別防災事務担当部署	関係機関名等を平成 28 年 4 月 1 日時点に修正。
1-6	自主防災組織	燕市地域防災活動推進事業補助金交付要綱を追加。
	【第 2 章 災害危険区域等に関する資料】	
2-1	防災上注意すべき自然条件	信濃川と大河津分水路の浸水想定区域図を更新。
2-2	防災上注意すべき社会条件	市内危険物施設数を平成 28 年 11 月 1 日時点に修正。 市内の幼児・高齢者・障がい者施設を平成 28 年 11 月 1 日時点に修正し、浸水想定を追加。 市内の指定文化財を平成 28 年 11 月 1 日時点に修正。
	【第 3 章 防災施設等に関する資料】	
3-1	水害関連施設	語句の修正。
3-2	地震災害関連施設	
	【第 4 章 災害時緊急対応における資料】	
4-1	無線通信施設に関する資料	語句の修正。
4-2	避難に関する資料	「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を指定するとともに、対応する災害種別も明記。
4-3	緊急輸送に関する資料	市有自動車を平成 28 年 11 月 1 日時点に修正。 ヘリポート適地に「燕市役所」を追加。

4-4	医療機関	医療機関を平成 28 年 11 月 1 日時点に修正。
4-5	緊急給水塔	防災関係物資等の備蓄及び整備の状況を平成 28 年 11 月 1 日時点に修正。
	【第 5 章 災害救助事務に関する資料】	
5-1	災害救助関係条例	
5-2	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	語句の修正。
5-3	各種資金等	語句の修正。
5-4	制度の市民への広報	
	【第 6 章】 各種協定	
6-*	各種協定	平成 29 年 1 月 1 日時点の協定締結者を追加。

平成29年度の燕市防災事業(予定)について

1. 燕市総合防災訓練

(1)日 時 7月2日(日) 午前中に実施

(2)内 容

【住民避難訓練】

時間：8:30～

会場：市内の各避難所

内容：①シェイクアウト

②情報収集訓練

③避難訓練

④初期消火・心肺蘇生法講習

⑤避難所運営訓練

【職員訓練】

時間：8:30～

会場：防災課及び各避難所

内容：①情報発信訓練

②避難所開設・運営訓練

【関係団体の捜索・救助・搬送等訓練】

時間：9:00～

会場：市役所駐車場

参加団体(予定)：

・陸上自衛隊

・燕警察署

・新潟県消防防災航空隊

・燕市医師会

・赤十字安全奉仕団燕市分団

・燕市分水地区赤十字奉仕団

・燕市社会福祉協議会

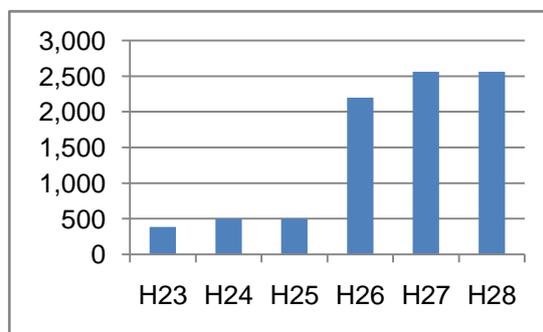
・燕市建設業協同組合

・燕三条エフエム放送(株)

・消防本部、消防団

内容：調整中

(3)参加者数	H28	2,563人
	H27	2,561人
	H26	2,200人
	H25	500人
	H24	500人
	H23	384人

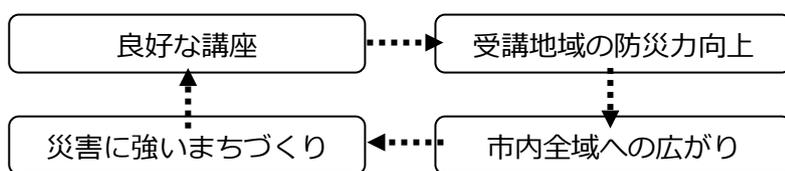


2. 地域の防災活動支援

【防災リーダー養成講座】

(1)日 程 年4回(時期未定) + 年度末に公開講座1回

(2)内 容 「地域でどんな防災活動をしてよいかわからない」「よりレベルの高い防災訓練を実施したい」という自主防災会に対し、座学や被災地・先進地見学・ワークショップなどを実施し、地域の防災活動を支援

おぢや震災ミュージアム
そなえ館視察の様子 →

【地域防災組織育成補助金】

(1)資機材購入補助

- ・ 上限20万円 1／2補助
- ・ 1組織1回限り

(2)地域の防災活動への補助

- ・ 自主防災組織、自治会 上限年間2万円 1／2補助
- ・ まちづくり協議会 上限年間5万円 2／2補助

3. 防災教育の充実

【防災キャンプ】

- (1)時 期 9月頃を予定
- (2)会 場 地区公民館を予定（災害時に避難所となる施設）
- (3)参加者
 - ・ 長善館学習塾生（市内小学6年生）
 - ・ 防災リーダー養成講座受講生（希望者）
- (4)内 容 避難所体験（詳細は調整中）
- (5)今年度の様子



炊き出し訓練。パッククッキングでカレーを調理。食推さん指導。



避難所探検。災害時の施設の使用方法を検討。



キャンプで学んだことを壁新聞にまとめる。

【親子防災バスツアー(新規事業)】

- (1)時 期 夏休み期間中の1日を予定
- (2)対 象 小学4・5年生と保護者（マイクロバス2台）
- (3)内 容 市外の防災学習施設（おちや震災ミュージアムそなえ館等）を見学し、親子で防災について学び考えていただく場とする

【市内小中学校の防災教育支援(新規事業)】

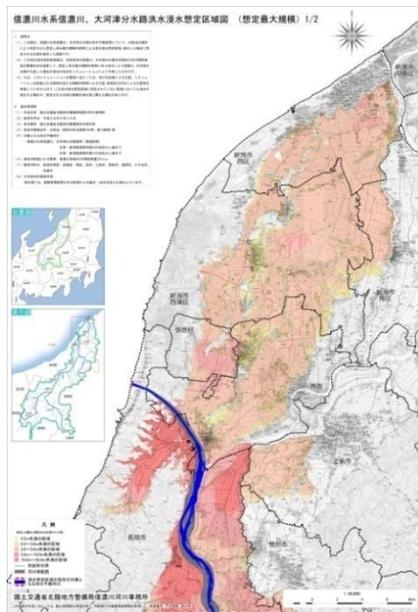
- (1)時 期 年間3回程度予定
- (2)対 象 市内小中学校教職員
- (3)内 容 防災教育を教える側の勉強会（外部講師を招聘し研修会の開催）



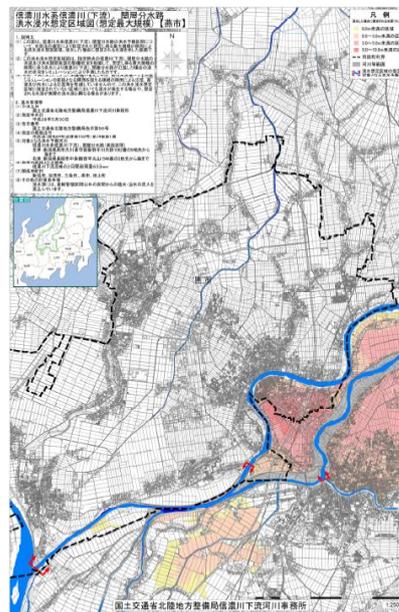
- ・ その他、学校個別の相談に応じ、防災教育の授業を実施（防災課職員の派遣等）
- ・ 写真は、小池小学校での防災講演会の様子（横田切れ120年や地震対応等について）

4. 洪水・土砂災害ハザードマップの作成

平成28年度に北陸地方整備局が公表した、大河津分水路及び信濃川の新たな浸水想定区域に対応した「洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成します。ハザードマップは全戸に配布し、住民から地域の危険度について認識していただき、防災意識の向上を図ります。



大河津分水路の浸水想定



信濃川の浸水想定

- ・土砂災害（特別）警戒区域も掲載
- ・防災啓発情報等も掲載
- ・A1判1枚（両面）で作成予定
- ・現在のハザードマップは平成19年度に作成配布

5. 庁内体制の強化

【職員の防災対応能力向上】

- (1)新潟大学災害・復興科学研究所と連携した防災講演会
- (2)災害活動確認会議
- (3)災害対策本部事務局訓練
- (4)HUG（避難所運営ゲーム）を活用した訓練
- (5)総合防災訓練時の情報発信訓練 等々



HUG を用いた避難所運営の模擬訓練の様子。

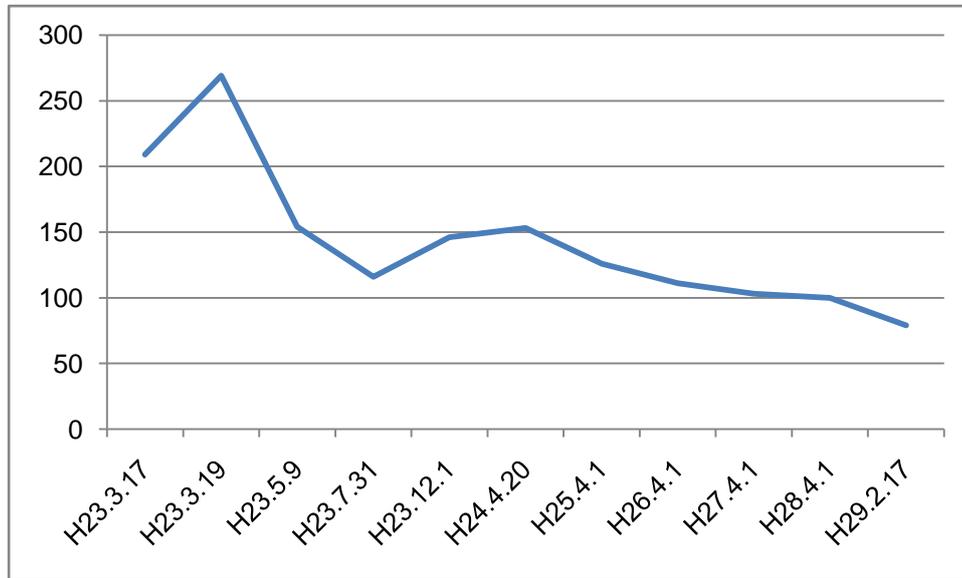
【業務継続計画(BCP)の策定】

- ・災害発生時において、「応急対策業務（優先的に実施する必要のある復旧・復興業務）」と「優先通常業務（普段から実施している業務のうち休止することのできない業務）」の洗い出しを実施
- ・業務執行体制や施設、設備の確保などを決定し、業務継続力の向上を図る
- ・燕市業務継続計画を平成29年度中に策定予定

6. 災害被災地の支援

【東日本大震災避難者支援】

- ・燕市被災者サポートセンターでは、避難者1名を雇用し、情報紙の作成配布、見守り支援、交流会の開催、他市町村避難者支援施設との交流拡大を推進中
- ・新潟県借上げ住宅制度終了に伴い、燕市に寄せられた義援金の配分による自立支援
- ・燕市内の避難者数 79名（31世帯） ※平成29年2月17日現在



【熊本地震燕市義援金】

- (1)募集期間 平成28年4月19日～平成29年3月31日
- (2)募金状況
- | | |
|-----------|---------------------|
| ・窓口での受付 | 4, 559, 766円 (54件) |
| ・銀行振込み | 2, 235, 000円 (20件) |
| ・募金箱 | 242, 741円 |
| ・利息 | 5円 |
| 合計 | 7, 037, 512円 |
- (3)送金状況 日本赤十字社平成28年熊本地震災害義援金へ 5, 176, 551円
B&G財団へ 50, 000円

※残金 1, 860, 961円は、募集締め切り後、日本赤十字社へ送金予定

【糸魚川市大規模火災燕市義援金】

- (1)募集期間 平成28年12月26日～平成29年3月31日
- (2)募金状況
- | | |
|-----------|------------------|
| ・窓口での受付 | 470, 205円 (13件) |
| ・銀行振込み | 54, 000円 (7件) |
| ・募金箱 | 63, 193円 |
| 合計 | 587, 398円 |

※募集締め切り後、糸魚川市へ送金予定